

## 今後の地震調査研究の在り方について (検討体制(案)及び検討の視点例)

平成 1 9 年 6 月 2 7 日  
地震調査研究推進本部事務局

### 1. 背景

- 平成 7 年に地震調査研究推進本部(以下、「推進本部」)が発足してから 1 0 年余が経過し、一つの節目を迎えたことから、これまでの地震調査研究の成果及び課題を総括し、今後の目指すべき方向性等について検討する時期にあるのではないか。
- 特に、推進本部が策定した「地震調査研究の推進について―地震関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―」(平成 1 1 年 4 月 2 3 日)(以下、「総合基本施策」)は、今後 1 0 年程度の地震調査研究の基本とされたものであるが、策定から間もなく 1 0 年が経過することから、上述した観点も踏まえつつ、新たな総合基本施策の策定に向けて検討を開始する必要があるのではないか。

### 2. 検討体制(案)

- 次回の政策委員会(8 月末予定)において、本委員会の下に、「新しい総合的かつ基本的な施策に関する専門委員会(仮称)」を新たに設置し、概ね 1 年程度をかけて、集中的に審議することとしてはどうか。  
また、必要に応じて、専門委員会の下にワーキンググループを設置して、個別課題ごとに審議することとしてはどうか。
- 専門委員会は、以下の事項について審議することとしてはどうか。
  - ① 次期総合基本施策の位置づけについて
  - ② 今後の地震調査研究の目指すべき目標について
  - ③ 地震調査研究の推進方策について
- また、専門委員会は、以下のような専門家で構成してはどうか。
  - ・ 地震学・津波学等の専門家
  - ・ 建築工学や土木工学、さらに社会科学等の地震防災に関係する専門家
  - ・ 国の関係機関、独立行政法人等の担当者
  - ・ 地方公共団体の防災部局等の担当者
  - ・ マスコミ関係者
  - ・ その他、地震防災に幅広く携わっている関係者

### 3. 次期総合基本施策の策定に向けた検討の視点例

#### (1) 地震調査研究をめぐる現状

- 推進本部が発足してから10余年を経過したが、この間の、我が国の地震調査研究の成果としては、例えば次のようなものが挙げられるのではないかと。この結果、我が国の地震調査研究は飛躍的な進展を遂げたと言えるのではないかと。
  - ・ 推進本部の方針の下、関係行政機関等が密接に連携・協力しつつ、地震調査研究を推進する体制の構築。
  - ・ 高感度地震観測施設、GPS連続観測施設等、全国的に稠密かつ均質な観測網が整備されるとともに、そこから得られるデータの幅広い流通・公開を実現。
  - ・ スロースリップや低周波地震など、地震発生メカニズムの解明につながる新たな知見の獲得。
  - ・ 全国の主要な活断層及び海溝型地震について一通りの調査を実施し、その結果に基づく長期評価を実施。
  - ・ 強震動評価手法の開発及び震源断層を特定した強震動評価の実施。
  - ・ 平成17年3月に、長期評価や強震動評価等を統合した「全国を概観した地震動予測地図」を作成。
  - ・ 気象庁において、平成19年10月1日より、緊急地震速報の情報提供を開始する予定。
  - ・ 科学技術・学術審議会測地分科会において、「地震予知のための新たな観測研究計画（第2次）」の中間評価をとりまとめ、それに対する外部評価の実施。
  
- 一方で、この間の地震調査研究をめぐる環境の変化や課題等としては、例えば次のようなものが考えられるのではないかと。このため、これらの変化や課題等を踏まえた、今後の地震調査研究の新たな目標設定及びその推進方策等について検討する必要があるのではないかと。
  - ・ 地震調査研究の担い手である防災科学技術研究所や産業技術総合研究所等の国立研究所が独立行政法人化、また国立大学が法人化。
  - ・ 国の財政再建の方針に基づき、歳出が抑制傾向にある中、国の関係機関、独立行政法人、国立大学法人等の地震調査研究関係予算が、年々減少傾向。
  - ・ 地震観測網の老朽化に伴い、多くが更新時期を迎えつつあり、今後の地震調査研究を推進する上で、その更新及び維持管理が必要。
  - ・ 地震調査研究に関係する国立大学等の研究者等の確保が課題。
  - ・ 地震調査研究の成果を国民の理解増進に結び付けていくための取組みの推進が必要、また、また当該成果を地震防災対策に反映するための方策が課題
  - ・ 阪神淡路大震災後に高まった地震に関する防災意識の希薄化が課題。
  - ・ 東海・東南海・南海地震や首都直下地震など、地震の発生確率が高く、想定される被害が甚大である地震に対する防災対策が課題。

## (2) 次期総合基本施策の検討の方向性

- 「(1) 地震調査研究をめぐる現状」で例示したような、この10余年の地震調査研究の成果、この間の環境の変化や課題等を踏まえると、次期総合基本施策の策定に向けた検討の方向性としては、例えば次のようなものがあるのではないか。

(「2. 検討体制(案)」で掲げた、専門委員会の審議事項を基に整理)

- ① 次期総合基本施策を、どのような計画として位置付けるのか。

(例)

- ・ 現在の総合基本施策と同様に、引き続き、今後10年程度の地震調査研究の基本となるものとして位置付け。
- ・ 20年～30年程度の長期を見越した、当面10年程度の計画として位置付け。

- ② 現在の総合基本施策の目標の一つである「全国を概観した地震動予測地図」をとりまとめた後の新たな目標として、どのようなものを設定するのか。

(例)

- ・ 現在の長期評価の精度向上を図るとともに、特に海溝型地震について、現在の最新の研究成果を踏まえ、10年程度を見越した中期的予測の実現。
- ・ 地震防災対策等に直結させるべく、高精度な強震動予測及び関連する情報(地震波形、地盤情報等)を提供する環境の整備。
- ・ 津波発生予測の高精度化を図るとともに、これも含めて、緊急地震速報の高度化を推進。
- ・ 平成21年度から5年間を見据えた「地震予知のための新たな観測研究計画(第3次)(仮称)」等を踏まえた地震予知研究の着実な推進。

- ③ 今後、地震調査研究を着実に推進していくためには、どのような方策を講じていく必要があるのか。

(例)

- ・ 基盤的調査観測も含めて、地震に関する調査観測を推進するための方策(活断層調査、海溝型地震の調査観測の在り方等)
- ・ 基盤観測網として整備された地震計等の観測機器を更新し、また維持管理していくための方策
- ・ 地震調査研究で得られた成果の理解増進を図るための方策(広報・普及啓発活動、学校教育も含めた地震防災教育の在り方等)
- ・ 地震調査研究の成果を、国及び地方公共団体、民間企業等の地震防災対策に活用していくための方策(中央防災会議、地方公共団体、民間企業等との連携・協力の在り方等)
- ・ 地震調査研究の担い手となる大学の研究者等を育成していくための方策
- ・ 国の関係機関や独立行政法人、国立大学法人等の地震調査研究関係予算を確保するための方策